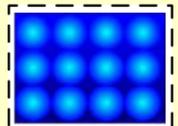
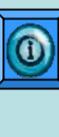
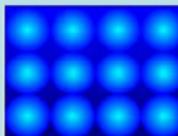


画面デザインの保護を拡充する場合の選択肢(例)

① 物品	② 機能・操作	機器の機能を果たすために必要な画像、機器を操作するための画像		ウェブページ画像	壁紙画像		
		専用機の画像	汎用機、ゲーム機の画像				
画面デザインを物品の部分として保護	現状	 「携帯電話機」	 「デジタルカメラ」	×	×		
	機能・操作要件を一部緩和した場合 ^{※1} 既に機能を発揮している状態の操作画像も保護対象に	 「携帯電話機」	 「デジタルカメラ」	 「電子計算機」	 「ゲーム機」	△ ^{※2}	
	機能・操作要件を撤廃した場合 ^{※1} 《米国型》 《韓国》	 「携帯電話機」	 「デジタルカメラ」	 「電子計算機」	 「ゲーム機」	△ ^{※2}  「電子計算機」	
画面デザイン自体を物品とみなす	新たな機能・操作要件を設けた場合 「表示画像」: 何らかの機能を果たすために必要な表示を行う画像 「操作画像」: 何らかの操作の用に供される画像	 「GUI」	 「アイコン」	 「GUI」	 「GUI」	 「ウェブページ画像」	×
	機能・操作要件を撤廃した場合 《欧州型》	 「GUI」	 「アイコン」	 「GUI」	 「GUI」	 「ウェブページ画像」	 「壁紙画像」

※1 後から追加される画像については、「物品との一体性要件(流通時)」を撤廃した場合、保護対象となる。また、物品とは独立して創作される画像については、「物品との一体性要件(創作時)」を撤廃した場合、保護対象となる。
 ※2 ウェブページは通常、物品とは独立して創作され、かつ、物品にあらかじめ記録されるものではないため、「物品との一体性要件(創作時)」、「物品との一体性要件(流通時)」を撤廃しなければ、保護対象とはならない。なお、米国においては、創作時や流通時における物品との一体性について、特段の要件を課していないため、ウェブページも保護されているものと考えられる。